

西脇市役所地球温暖化対策実行計画



平成29年3月

西脇市

目次

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題の概要	1
2	国際的な動きと我が国の対応	1
3	西脇市の地球温暖化対策	2
4	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応	2
第2章	計画の基本的事項	3
1	計画の目的	3
2	計画の位置付け	3
3	計画期間及び基準年度	4
4	計画の対象範囲	4
5	計画の対象とする温室効果ガスの種類	4
第3章	これまでの取組	5
1	前計画の概要	5
2	前計画の取組結果	5
第4章	基準年度の温室効果ガス排出量	7
1	温室効果ガス排出量算定方法の概要	7
2	温室効果ガス排出量の算定結果	9
第5章	温室効果ガス排出量の削減目標	11
1	削減目標	11
第6章	温室効果ガス排出削減のための取組	12
1	取組の体系	12
2	取組の方向性	12
3	重点取組	13
4	具体的な取組内容	15
第7章	計画の推進体制	19
1	推進体制	19
2	計画の点検・評価方法	20
3	実施状況の公表	22

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の概要

地球温暖化とは、人間の活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が放出されずに温室効果ガスに吸収され、地表面の温度が上昇する現象です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、世界の地表面温度の年平均値は過去130年余の間に0.85℃上昇し、これからも温室効果ガスを同じように排出し続ければ、今世紀末には最大で4.8℃上昇すると予測されています。

地球温暖化の影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなど異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなど熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 国際的な動きと我が国の対応

国際的な取組としては、平成9年に国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、国際的な取決めとなる「京都議定書」が採択されました。この中で、我が国が排出する温室効果ガスを平成20年から平成24年の期間に、平成2年と比較して6%以上削減する目標が定められました。

これを受け、我が国では平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。その中で、都道府県及び市町村は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられました。

また、平成27年には、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32年以降の地球温暖化対策として「パリ協定」が採択されました。これは「京都議定書」以来、18年ぶりとなる国際合意であり、世界196か国・地域が参加する温暖化対策の協定です。この中では、世界共通の長期目標として産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制するとともに、平均気温上昇を1.5℃未満に抑える努力を継続することが定められています。

これを受け、我が国では、平成32年以降の新たな温室効果ガス削減目標として、平成42年度の温室効果ガス削減目標を平成25年度比26%減の水準とする「日本の約束草案」が閣議決定され、平成27年11月には「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。また、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための、唯一の地球温暖化に関する総合計画「地球温暖化対策計画」が、平成28年5月に策定されました。

3 西脇市の地球温暖化対策

西脇市では、平成23年度に「西脇市環境基本計画」を策定し、地球環境の保全に貢献するまちづくりを基本目標の一つとして掲げています。また、西脇市も一事業者として地球温暖化防止に向け、「西脇市地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、温室効果ガス抑制のための対策に取り組んでいます。

4 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応

平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」といいます。）が改正され、平成22年10月1日付けで西脇市（市長部局）は「特定事業者」として指定され、また、西脇病院は「第二種エネルギー管理指定工場等」として指定されました。

特定事業者には、合理的なエネルギーの使用が求められ、「エネルギー管理体制の構築」、「計画書及び報告書の提出」等が義務付けられています。省エネ法は、1970年代の石油危機を契機として燃料資源の有効な利用の確保とエネルギーの使用の合理化を総合的に進めることなどを目的として制定されたものであり、本計画とは目的を異にしていますが、取組内容は類似しており、地球温暖化防止にもつながることから、省エネ法との整合性を図った取組を推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、西脇市の事務及び事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを抑制することによって、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

また、付随する狙いとして次の3つの効果を期待しています。

- (1) 市内でも相当量の温室効果ガスを排出している事業者及び消費者として、環境保全のための取組を率先して実行することにより、市民や他の事業所などの取組を促進すること。
- (2) 地球温暖化防止に向けた取組を職員が実践することで、職員の環境に関する意識が向上すること。
- (3) エネルギー等の消費を抑制することで、西脇市の光熱水費の削減を図ること。

2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項の規定に基づき策定するもので、西脇市が実施する事務及び事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを抑制するための措置について定めたものです。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画期間及び基準年度

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、基準年度は、温室効果ガス排出量の把握が可能な直近の年度である平成27年度とします。

ただし、計画の内容については、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、西脇市が行う全ての事務及び事業とし、対象とする施設は、出先機関を含めた西脇市の全ての施設（指定管理施設を含む。）とします。

ただし、指定管理施設の車両の燃料使用量及び走行距離については、基準年度（平成27年度）の正確な値が把握できないため、対象範囲外とします。

5 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められた温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、本市の事務及び事業において、その使用がないと考えられるため、本計画においては算定の対象外とします。

■温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガス	主な発生源	市の事務・事業での主な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼等	エネルギー（電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油等）の使用
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行等	公用車の走行
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行等	公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコン・冷蔵庫の冷媒等	カーエアコンの冷媒
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造時等	—
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体等	—
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体・液晶のエッチング（表面加工）等	—

第3章 これまでの取組

1 前計画の概要

平成24年3月に策定した前「西脇市地球温暖化対策実行計画」では、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間として、西脇市が実施する事務及び事業（指定管理施設を除く。）からの温室効果ガス排出量を平成22年度比で6.0%削減することを目標としていました。

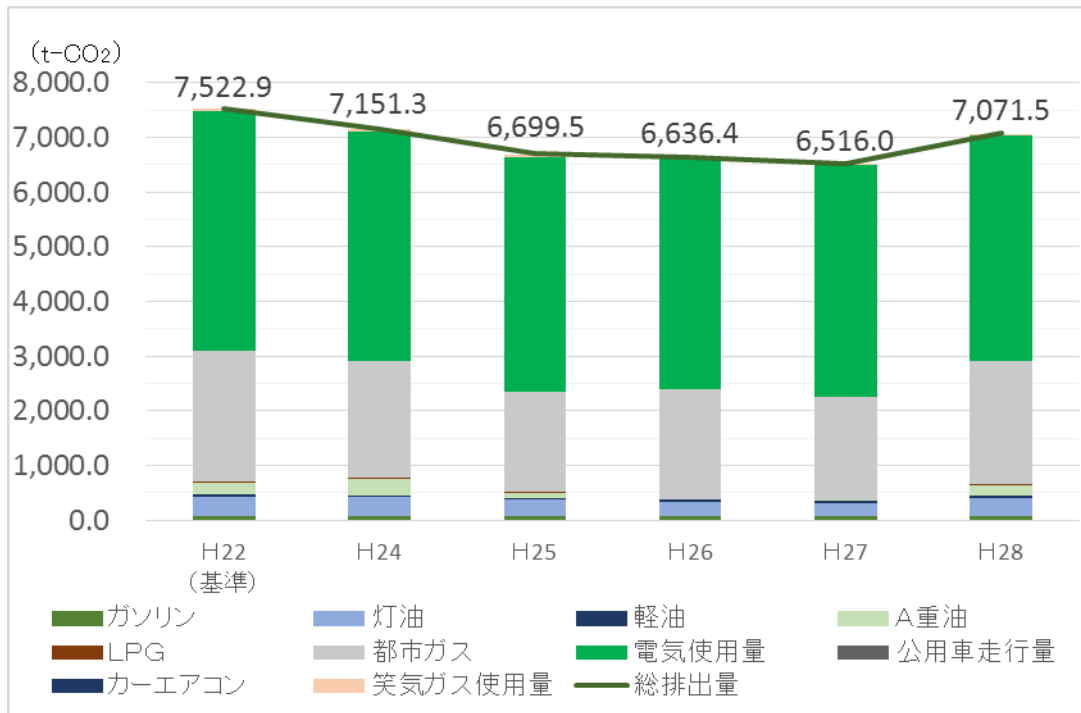
2 前計画の取組結果

前計画では、実施状況の評価のための算定は、平成22年度の排出係数で行うこととしていました。平成22年度の排出係数で計算すると、平成27年度における温室効果ガス排出量は平成22年度比で13.4%減となっており、目標を大きく上回る削減結果となりました。

また、平成27年度における温室効果ガス排出量は、該当年度の排出係数で算定すると、平成22年度比で36.9%増加しています。これは、電気使用の排出係数の上昇が原因の一つと考えられます。東日本大震災以降、原子力発電の長期停止に伴う火力発電量の大幅な増加により、電気使用の排出係数は大幅に上昇しました。

■前計画期間の温室効果ガス排出量推移（単位：t-CO₂）

項目	H22 (基準)	H24	H25	H26	H27	H28 (目標)
ガソリン	85.4	84.9	87.6	77.5	78.9	80.2
灯油	354.2	349.4	299.1	265.8	242.8	333.0
軽油	31.4	22.1	28.7	30.0	29.1	29.6
A重油	214.1	302.2	90.8	10.8	24.9	201.2
LPG	25.9	21.2	11.4	2.6	1.9	24.3
都市ガス	2,380.8	2,135.8	1,823.5	2,001.5	1,868.0	2,238.0
電気使用量	4,386.0	4,190.2	4,294.4	4,221.2	4,255.2	4,122.9
公用車走行量	4.0	3.8	3.9	3.6	3.6	3.8
カーエアコン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
笑気ガス使用量	40.1	40.6	58.9	22.3	10.5	37.6
総排出量	7,522.9	7,151.3	6,699.5	6,636.4	6,516.0	7,071.5
平成22年度比	—	-4.9%	-10.9%	-11.8%	-13.4%	-6%



■ 前計画期間内の温室効果ガス排出量増減の主な理由

項目	理由
灯油	・ 学校給食センターの統合 (H25)
A重油	・ 学校給食センターの統合 (都市ガスに変更) (H25)
LPG	・ 学校給食センターの統合 (都市ガスに変更) (H25)
都市ガス	・ マナビータ、生活文化総合センターの空調改修 (H23) ・ 第二庁舎の空調改修 (熱源を電気に変更) (H25) ・ 都市ガス代高騰に伴い、西脇病院のエネルギーを電気にシフト

これらは、全てハード面に関する取組です。よって、この結果から、温室効果ガス排出量削減には、ハード面の取組が効果的であることが分かります。

第4章 基準年度の温室効果ガス排出量

1 温室効果ガス排出量算定方法の概要

各温室効果ガス排出源からの排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成27年4月、環境省）及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」（平成26年3月、環境省）に基づき次のとおり算定します。

(1) 二酸化炭素排出量

燃料使用に伴う排出量＝燃料使用量×排出係数

電気使用に伴う排出量＝電気使用量×排出係数

(2) メタン排出量

自動車の走行に伴う排出量＝自動車の走行量×排出係数

(3) 一酸化二窒素排出量

自動車の走行に伴う排出量＝自動車の走行量×排出係数

笑気ガス使用に伴う排出量＝笑気ガスの使用量×排出係数

(4) ハイドロフルオロカーボン排出量

カーエアコンの使用時の漏出に伴う排出量＝カーエアコンの台数×排出係数

(5) 温室効果ガス総排出量

各温室効果ガス排出量に次の地球温暖化係数を乗じて得られた量の和

■地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

※ 出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条

※ 地球温暖化係数：二酸化炭素を1とし、それ以外の温室効果ガスを二酸化炭素に換算するための係数

■ 温室効果ガス排出係数

対象ガスの種別	調査項目		単位	排出係数	
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼	ガソリン	L	2.32	
		灯油	L	2.49	
		軽油	L	2.58	
		A重油	L	2.71	
		液化石油ガス (LPG)	kg	3.00	
		都市ガス	m ³	2.23	
	電気使用	関西電力株式会社	kWh	0.531	
		株式会社エネット	kWh	0.454	
メタン (CH ₄)	自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.00001
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000035
			軽自動車	km	0.00001
			普通貨物車	km	0.000035
			小型貨物車	km	0.000015
			軽貨物車	km	0.000011
			特殊用途車	km	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車	km	0.000002
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000017
			普通貨物車	km	0.000015
小型貨物車	km	0.0000076			
特殊用途車	km	0.000013			
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.000029
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000041
			軽自動車	km	0.000022
			普通貨物車	km	0.000039
			小型貨物車	km	0.000026
			軽貨物車	km	0.000022
			特殊用途車	km	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車	km	0.000007
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000025
			普通貨物車	km	0.000014
			小型貨物車	km	0.000009
			特殊用途車	km	0.000025

ハイドロフルオロカーボン (HFC)	HFC-134a封入カーエアコンの使用	台	0.01
一酸化二窒素 (N ₂ O)	笑気ガス	kg	1

※ 出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条
電気事業者別排出係数（平成27年度）

※ 本計画の実施状況の評価のための算定には、原則として排出係数を固定して行うこととします。

2 温室効果ガス排出量の算定結果

■基準年度（平成27年度）の温室効果ガス総排出量

11,144.1 t-CO₂

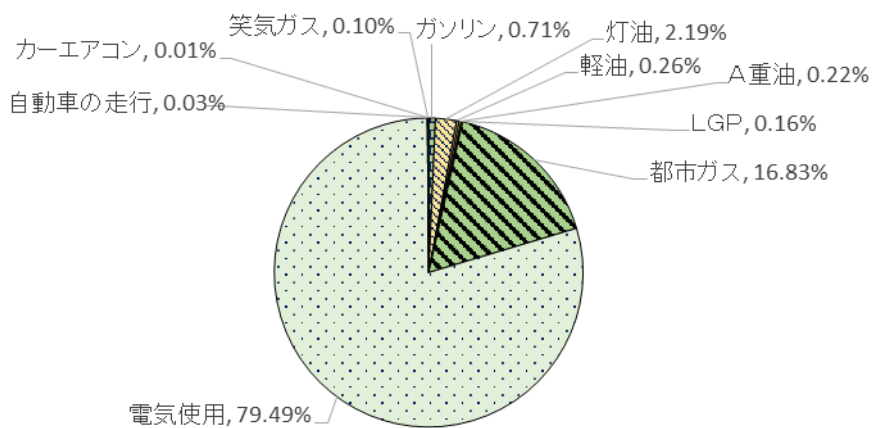
基準年度（平成27年度）における西脇市が実施する事務及び事業から排出された温室効果ガス排出量は 11,144.1t-CO₂です。このうち、電気の使用による排出量が最も多く総排出量の 79.25%を占めており、次いで、都市ガスの使用による排出量が 16.78%となっています。これら2項目からの排出量は 10,701.4t-CO₂であり、総排出量の 96.03%を占めています。

また、温室効果ガス種別の内訳としては二酸化炭素が99.867%と大部分を占めており、次いで一酸化二窒素が 0.121%となっています。

■排出源別排出量

項目		基準年度（平成27年度）			
		使用量	単位	排出量(t-CO ₂)	構成比
燃料使用	ガソリン	34,021.7	L	78.9	0.71%
	灯油	106,134.0	L	264.3	2.37%
	軽油	11,263.1	L	29.1	0.26%
	A重油	13,900.0	L	37.7	0.34%
	LPG	5,966.3	kg	17.9	0.16%
	都市ガス	838,699.5	m ³	1,870.3	16.78%
電気使用		17,060,598.2	kWh	8,831.1	79.25%
自動車の走行		470,905.0	km	3.5	0.03%
HFC-134a封入カーエアコンの使用		80.0	台	1.1	0.01%
笑気ガス使用		34.0	Kg	10.1	0.09%
総排出量				11,144.1	100.00%

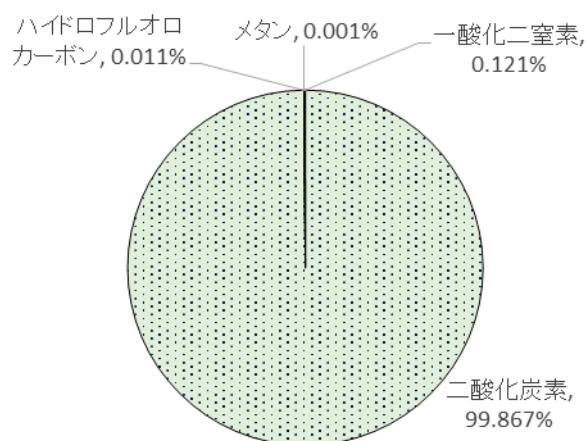
※ 数値は四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



■ 温室効果ガス種別排出量

ガス種別	排出量 (t-CO2)	構成比
二酸化炭素 (CO2)	11,129.3	99.867%
メタン (CH4)	0.2	0.001%
一酸化二窒素 (N2O)	13.5	0.121%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1.1	0.011%
合計	11,144.1	100.0%

※ 数値は四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 削減目標

西脇市が実施する事務及び事業からの温室効果ガス排出量を平成33年度までに基準年度（平成27年度）と比較して10%削減することを目標とします。

平成33年度までに温室効果ガス総排出量を
基準年度（平成27年度）から**10%削減**します。



【目標の考え方】

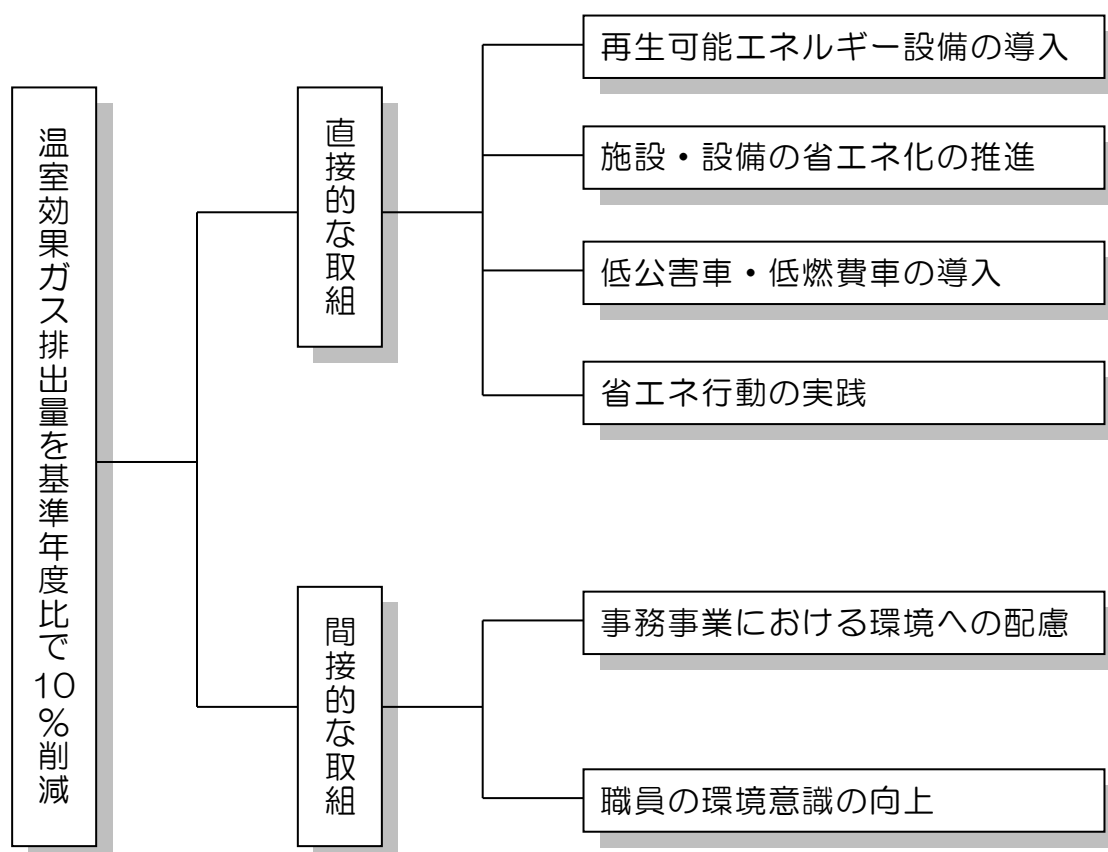
西脇市（市長部局）は、省エネ法に基づく「特定事業者」に指定されたことにより、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減することが求められています。これと整合を図るためには、温室効果ガス排出量についても年1%以上削減することとし、基準年度（平成27年度）に対し目標年度（平成33年度）までの6年間で6%以上の削減が目安となります。

西脇市では、効率的な施設の運営を行い、使用しなくなる施設を廃止することで、温室効果ガス排出量を大幅に削減できると予想します。これに加え、施設・設備の省エネルギー化等を実践することで、基準年度（平成27年度）比で10%削減を目指します。

第6章 温室効果ガス排出削減のための取組

1 取組の体系

温室効果ガス排出量削減のための取組について、削減に直接的に影響する取組と間接的に影響する取組に大きく区分して整理します。



2 取組の方向性

温室効果ガス排出量削減のためには、照明機器やOA機器の適正管理による節電対策等、職員一人ひとりの省エネ行動によるソフト面での対策が重要です。これらの行動を確実なものにするため、温暖化防止に対する意識の向上を行うとともに、実施状況について適切にフォローアップすることにより取組を徹底します。

一方、ソフト面の対策はこれまでも実施してきており、これ以上期待することは困難です。そのため、前計画でも温室効果ガス排出量削減に効果的であったハード面での対策が重要となってきます。しかしながら、これらの対策には費用を伴うことから、省エネ診断を活用するなど費用対効果を見極めながら、導入する設備、規模、時期等を検討するほか、有効な財源確保対策についても検討し、取組を着実に推進します。

3 重点取組

本計画では、温室効果ガス排出量削減に直接的に影響する取組のうち、高い効果が期待できるハード面での対策を着実に推進していくため、これらを中心に重点取組を設定します。

重点取組① 効率的な施設の運営

効率的な施設の運営を行い、使用しなくなる施設を廃止することで、温室効果ガス排出量削減に努めます。

【取組目標】

◆廃止する施設数 合計7施設

➡ 【効果】 約 7.6%の削減

【詳細】

●内訳は、上水道施設2施設、下水道処理施設5施設です。

重点取組② 省エネルギーな設備の導入

現在使用している設備を省エネルギーなものに更新することで、温室効果ガス削減に努めます。

【取組目標】

◆年間の温室効果ガス排出量削減 合計250t-CO₂

➡ 【効果】 約 2.2%の削減

【方針】

- 現在使用している設備について、省エネルギー設備への更新を検討し、可能な限り実践します。
- 新たに導入する設備については、省エネルギー設備の導入を検討し、可能な限り実践します。

重点取組③

庁舎・市民交流施設の省エネルギー化

西脇市では、平成32年度末に、庁舎・市民交流施設の新設を予定しています。新庁舎・市民交流施設に、国・県の環境政策等を踏まえ、地域をリードする公共建築としてふさわしい水準の環境性能を導入することを目指します。

【詳細】

- 自然採光、自然換気、雨水利用、太陽光発電等の自然エネルギーの活用によって、環境負荷の少ない施設を目指します。
- 省エネに配慮した建築計画及び高効率の設備導入により、環境負荷の低減に努めるとともに、ランニングコストの低減を図ります。
- 維持管理がしやすく、耐久性の高い素材を採用し、メンテナンスの軽減とランニングコストの縮減を図ります。

平成28年10月【西脇市新庁舎・市民交流施設整備基本構想】抜粋

また、ソフト面の対策として、次の重点取組を設定します。

重点取組④

ごみの減量化、資源化の向上

西脇市では、「ごみの減量化、資源化」に向けた取組を推進することとしています。

職員が率先して取り組むことで、その必要性を市民にも理解していただき、市一丸となっておみ問題に取り組む基盤作りを目指します。

【詳細】

- 事務用品、備品等の長期使用により、ごみの減量化を図ります。
- 庁内で研修会等を行い、職員全員がごみに関する知識を有するようになります。
- 職員全員が「ごみを燃やすから活かす」の意識を持ち、ごみの分別を徹底します。

4 具体的な取組内容

(1) 直接的な取組

① 再生可能エネルギー設備の導入

- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
 - ・太陽光発電
 - ・木質バイオマスボイラー
 - ・太陽熱利用機器（ソーラーシステム）
 - ・地中熱を利用したヒートポンプ設備
 - ・小水力発電 など

② 施設・設備の省エネ化の推進

- 不要な施設を廃止する。
- 照明機器は、LED等の省エネ型のものを導入する。
- パソコン等のOA機器は、省エネ型のものを導入する。
- その他設備についても、省資源型、省エネ型のものを導入する。
- コージェネレーション、蓄熱システム等のエネルギー利用効率の高いシステムを導入する。
- 断熱性の向上、採光、通風の最適化を検討する。
- 省エネ法の中長期計画に基づき計画的に施設の省エネ化を図る。
- 省エネ診断を実施する。
- ESCO事業の導入を検討する。

※ESCO事業とは

ESCO事業者が、対象建物の省エネルギー改修に係る設計・施工・運転指導等を一括して行い、その結果得られる省エネルギー効果を保証するとともに、その一部を報酬として受け取り、省エネルギー改修に要した費用を賄う事業のこと。

- エコチューニングを検討する。

※エコチューニングとは

建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

③ 低公害車・低燃費車の導入

- 公用車に低公害車・低燃費車を導入する。

④ 省エネ行動の実践

④-1 空調機器の適正管理

- 設定温度を冷房28度、暖房19度にする。
- 運転時間を短縮する。
- クールビズ、ウォームビズを徹底する。
- 緑のカーテン、ブラインド等により日射を遮る。
- エアコンのフィルター等を定期的に清掃する。
- ストーブは室温19度を目安に管理し、使用期間、使用時間を抑制する。

④-2 O A 機器の適正管理

- パソコンの節電を徹底する。
 - ・スタンバイモードの活用
 - ・長時間使用しないときは電源オフ
 - ・モニターの照度を適正にする。 など
- コピー機の節電を徹底する。
 - ・節電モードの活用
 - ・長時間使用しないときは電源オフ
- その他O A 機器の節電を徹底する。
 - ・プリンタの電源オフ
 - ・退庁時等、長時間使用しない時は、コンセントから電源プラグを抜いたり、スイッチ付電源タップを活用するなど待機電力の削減に努める。

④-3 照明機器の適正管理

- 始業前や昼休みは支障のない範囲で消灯する。
- 晴天時の窓際等は支障のない範囲で消灯する。
- 会議室、トイレ等の照明は使用后必ず消灯する。
- 残業時の照明は、必要箇所以外消す。
- 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯する。
- 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する。

④-4 給湯機器の適正管理

- ボイラーの適正使用・効率的な運転管理に努める。

④-5 その他機器の適正管理等

- 荷物の運搬以外はエレベーターの使用は控える。
- 気候の良いときは自動ドアを解放しておく。
- ノー残業デーを徹底する。
- 出張時にはできるだけ公共交通機関を利用する。

④-6 公用車におけるエコドライブの実践

- エコドライブを徹底する。
 - ・ふんわりアクセル（5秒で時速20kmが目安）
 - ・アイドリングストップ
 - ・加減速の少ない運転
 - ・早めのアクセルオフ
 - ・余分な荷物は積載しない。
 - ・タイヤの空気圧を適正に保つ。
 - ・市内通行規制を事前に通知し、無駄な走行を避ける。 など
- 近距離の移動では、できるだけ車を使用しない。
- 合理的な走行ルート进行心がけ、走行距離を抑える。
- 職員向けエコドライブ講習会を実施する。

(2) 間接的な取組

① 事務事業における環境への配慮

①-1 紙類使用量の削減

- 資料の簡素化、ワンペーパー化（資料を1枚にまとめる。）を図る。
- 資料等の配布先の見直しを行う。
- 両面コピー、縮小コピーを行い、コピー用紙の削減を図る。
- 不要となった片面コピー済用紙は、必ず裏面を使用する。
- 庁内の事務連絡用には、なるべく使用済用紙を使用する。
- コピー時には、不注意によるミスをなくし、ムダが出ないようにする。
- 庁内グループウェアを有効に活用する。
- 全共有フォルダを活用し、資料の共有化を図る。

①-2 ごみの減量・分別

- ごみに関する知識を深める。
- 紙ごみ回収を徹底する。
- 事務用品、備品等の長期使用を図る。
- 古封筒を再利用する。
- 使い捨て製品の購入を避ける。
- プリンタのトナーカートリッジは、全て詰替え製品を使用する。
- 購入時のレジ袋は断る。

①-3 グリーン購入の推進

- 事務用品は、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルがついた商品を購入する。
- コピー用紙等は再生紙が使用されている製品を購入する。
- 長期使用が可能な製品を選んで購入する。

○過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

①－４ 節水の推進

○定期的に水漏れ点検を行う。

○節水に心がけ、トイレ使用時の２度流し等を控える。

○雨水利用システムの導入を検討する。

①－５ 公共工事における環境配慮

○建設材料は、再生材料やリサイクル可能なものを積極的に活用する。

○建築副産物の発生抑制に努める。

○建設機械は、排出ガス対策型など環境に配慮したものを使用する。

② 職員の環境意識の向上

○環境に関連した研修を積極的に受講し、自己啓発を行う。

○自らの行動を環境行動評価シートによりチェックする。

○イベント等の機会を通じて、市民に対し環境に関連した啓発を行う。

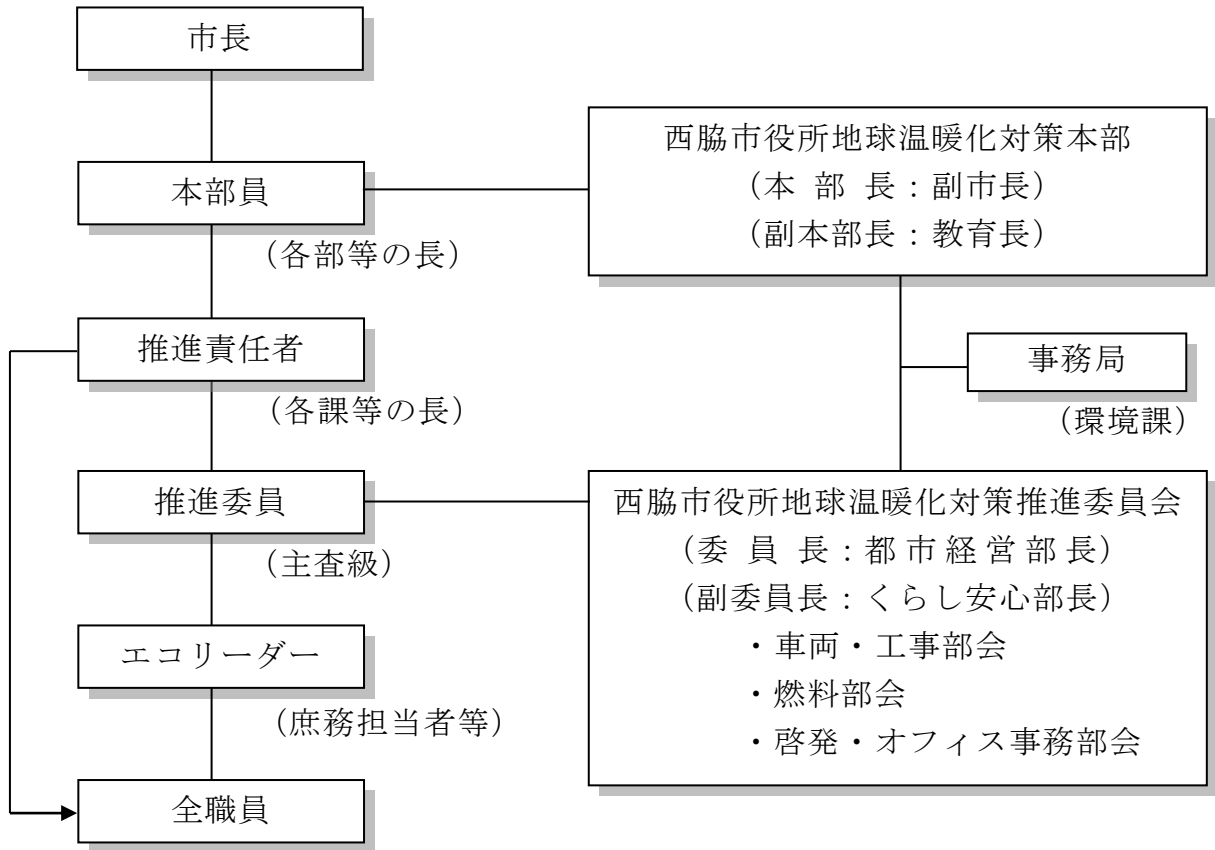
○家庭においても省エネルギー等、環境に配慮した取組を行う。

第7章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画を実行するための推進体制は、次のとおりとします。

■ 推進体制



■ 主な役割

担当	主な役割
市長	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び見直しを行う。 計画及び評価結果の公表を行う。
西脇市役所地球温暖化対策本部 (以下「対策本部」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び見直しに係る審議を行う。 計画の実施状況の点検及び評価を行う。
西脇市役所地球温暖化対策推進委員会 (以下「推進委員会」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の周知徹底を行い、取組を推進する。 計画の改善策を検討する。

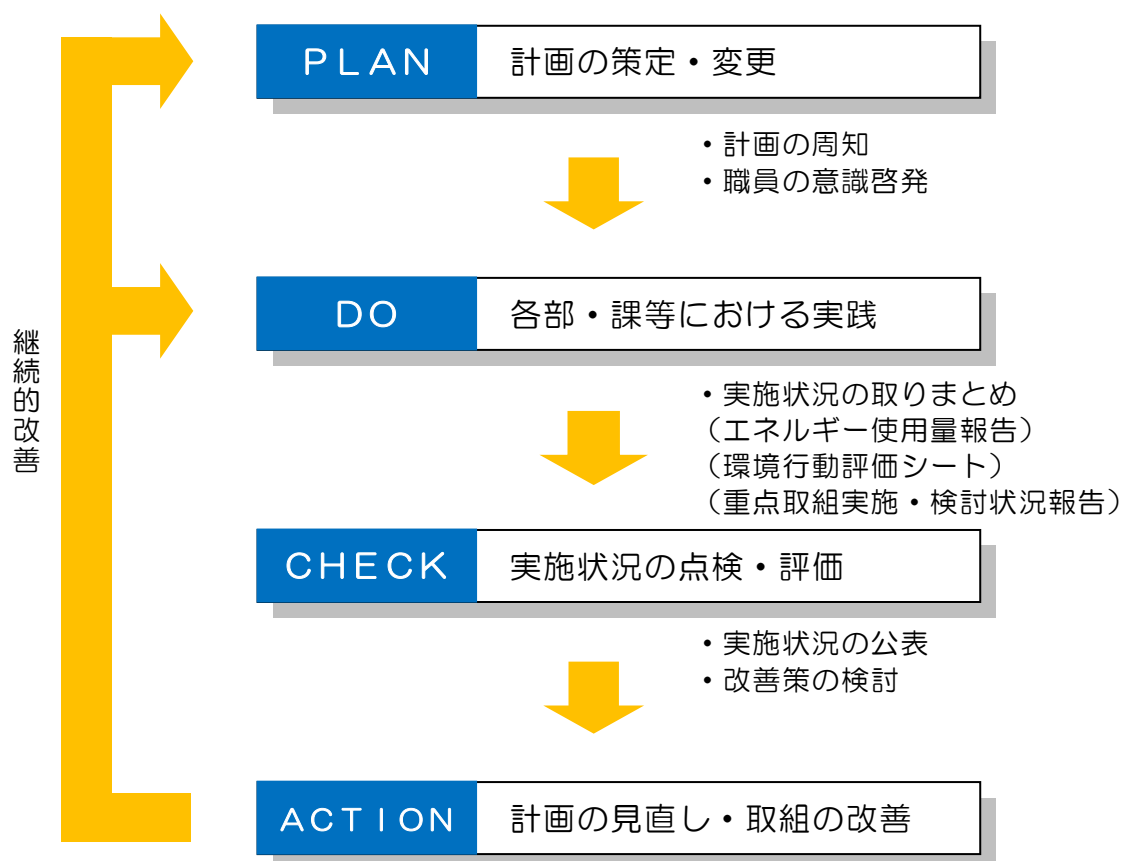
担当	主な役割
・車両・工事部会	・主に、車両の更新や施設の建設等ハード面での対策について検討を行う。
・燃料部会	・主に、燃料使用量削減（設備の更新、運用改善等）等の対策について検討を行う。
・啓発・オフィス事務部会	・主に、職員の意識啓発等ソフト面での対策について検討を行う。
事務局（環境課）	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員からの報告を受け、エネルギー使用量及び環境行動評価シートの取りまとめを行う。 ・計画の実施状況を対策本部に報告する。 ・その他計画の推進に関する庶務を行う。
本部長（各部等の長）	・対策本部の構成員及び各部等の責任者として、部内の取組を統括する。
推進責任者（各課等の長）	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等の責任者として、本計画を周知し、取組を推進する。 ・所管施設において、省エネ設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入の検討を行う。 ・組織特性や業務内容を考慮し、各課等における自主的な取組を推進する。
推進委員（主査級）	<ul style="list-style-type: none"> ・エコリーダーと連携し、所管のエネルギー使用量及び環境行動評価シートの取りまとめを行い、事務局へ報告する。 ・計画を周知し、取組を推進する。 ・計画の改善策等について各所属の意見を取りまとめ、推進委員会（部会）で検討を行う。
エコリーダー（庶務担当者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員を補佐し、エネルギー使用量及び環境行動評価シートの入力等を行う。 ・推進委員とともに、計画の取組を推進する。
全職員	・目標の達成、環境負荷削減のための取組を積極的に実施するとともに、実施状況等を推進委員・エコリーダーに報告する。

2 計画の点検・評価方法

本計画に係る温室効果ガス排出量を削減していくためには、職員一人ひとりが「地球温暖化問題」に関する認識を深め、主体的かつ積極的に取組を進めるとと

もに、体系的に点検及び評価を行うことにより、確実な進捗を図る必要があります。

計画の推進に当たっては、PDCA「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）」サイクルにより計画の実施状況を毎年度点検・評価し、継続的に改善を行うこととします。



(1) 点検方法

- 職員は自らの省エネ行動等の実施状況を環境行動評価シートに入力します。
- 推進委員は、エコリーダーと連携し、所管のエネルギー使用量及び環境行動評価シートを取りまとめ、事務局に報告します。
- 事務局は、各推進委員から報告を受けたエネルギー使用量、環境行動評価シート、その他本計画に基づく重点取組等の実施状況、検討状況等を取りまとめ、傾向の解析を行い、市長及び対策本部に報告します。

(2) 評価方法

- 対策本部は、報告された取組及び温室効果ガス排出量等の点検結果から、取組が確実に実施されているか、また温室効果ガスの排出が確実に抑制されているか評価します。更に、問題点、課題等を議題として取り上げ、計画の推進方策の改善や見直しを含め協議します。
- 具体的な改善策については、推進委員会（部会）において検討を行います。

3 実施状況の公表

本計画に基づく措置の実施状況及び市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の調査結果は、ホームページ等を活用して公表します。